

報告第11号

専決処分の報告について（第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年7月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由


物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第12号

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年5月15日 午前10時頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市押砂735番地先
市道1級1号線
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 相手方は、事故発生場所を普通自動車で走行した際、道路に発生していた陥没部分を通行し、車両右前輪ホイールの一部を破損した。
- 5 損害賠償額 31,350円
- 6 市の過失割合 50%